

北海道告示第 10538 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 24 年 10 月 1 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 24 年 6 月 1 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

駒場ショッピングタウン
網走市駒場北 5 丁目 83-1 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社北辰観光 代表取締役 中村 辰夫
斜里郡斜里町文光町 63 番地 2
株式会社ライトコーポレーション 代表取締役 島田 光雄
網走市駒場南 1 丁目 1 番 10

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名変更
(変更前)

小売業者名	代表者職・氏名	住所
生活協同組合コープさっぽろ	理事長 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1
株式会社ベスト電器	代表取締役 有菌 憲一	福岡県福岡市中央区那の津 2 丁目 1-12
株式会社サンユニフォーム	代表取締役 斉藤 由弘	北見市大通東 6 丁目 10 番地
株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4
株式会社小畑時計店	代表取締役 小畑 尚史	北見市北 2 条西 2 丁目 9
ブロードバンド北海道株式会社	代表取締役 石田 鉄次郎	紋別市幸町 4 丁目 2 番 5 号
ハッピーサービス株式会社	代表取締役 鶴見 隆宏	紋別市落石町 4 丁目 34 番地 4
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3-25
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4-39-8
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市吾妻 1 丁目 11 番 1

(変更後)

小売業者名	代表者職・氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	理事長 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1
株式会社ベスト電器	代表取締役 小野 浩司	福岡県福岡市博多区千代 6 丁目 2 番 33 号
株式会社サンユニフォーム	代表取締役 齊藤 由弘	北見市大通東 6 丁目 10 番地
株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4
株式会社小畑時計店	代表取締役 小畑 尚史	北見市北 2 条西 2 丁目 9
ブロードバンド北海道株式会社	代表取締役 石田 鉄次郎	紋別市幸町 4 丁目 2 番 5 号
ハッピーサービス株式会社	代表取締役 鶴見 隆宏	紋別市落石町 4 丁目 34 番地 4
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3-25
株式会社広瀬	代表取締役 広瀬 満	千葉県船橋市本町 4 丁目 43 番地
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社ワールド	代表取締役 寺井 秀藏	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4-39-8
株式会社ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻 1 丁目 11 番 1

(4) 変更の年月日

平成 24 年 5 月 7 日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名変更のため

2 届出年月日

平成 24 年 5 月 14 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部経営支援局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 24 年 6 月 1 日 (金) から平成 24 年 10 月 1 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで